

川崎市育成品種の自家増殖等許諾及び利用に関する方針

5 川経農技第 207 号（経済労働局長専決）

1 目的

令和 2 年 12 月の種苗法の一部改正により、令和 4 年 4 月 1 日以降、登録品種の自家増殖等は育成者権者の許諾が必要であるため、川崎市（以下「市」という。）が育成した登録品種（登録出願中の品種を含む）について、自家増殖等の許諾方針を定めるものとする。

2 定義

この方針において、「自家増殖等」とは、自家増殖（農業者が正当に入手した種苗から得た収穫物の一部を自己の農業経営において更に種苗として利用すること）に加え農業者が品種の親株や苗木等から採ったツル苗や穂木等を自己の農業経営において更に種苗として利用することを含むものとする。

3 基本方針

市登録品種の許諾及び利用については、次のとおりとする。

- (1) 市登録品種の種苗を海外に持ち出すことを禁止する。
- (2) 市登録品種の栽培を市内に限定する（ただし、市内生産者が所有又は貸借する市外農地での栽培を除く）。
- (3) 市登録品種を栽培する場合には、4「遵守事項」への同意を要する。
- (4) 市登録品種の自家増殖等は可、許諾は不要、費用は無償とする。
- (5) 市登録品種の種苗の生産者への販売は、市内の生産者団体等を通じて行う。
- (6) (1)～(5)を基本とし、引き続き、産地育成やブランド戦略等を勘案し取扱いを検討する。

4 遵守事項

- (1) 当該品種の種苗（当該種苗を用いて増殖した種苗を含む）を第三者に有償・無償を問わず譲渡しないこと。
- (2) 当該登録品種の種苗を海外に持ち出さないこと。
- (3) 品種特定を著しく損なうことのないよう適切な種苗を選別し利用すること。また、品質保持のため定期的な種苗更新を行うとともに、利用した種苗によって市登録品種の特性が損なわれる等の問題が発生した場合には、市に報告し種苗の更新を行うこと。
- (4) 本許諾に基づき自家増殖等により得た種苗のうち自己の経営に用いなかった種

- 苗は、廃棄又は食用とすることにより遅滞なく処分すること。
- (5) 必要に応じて自家増殖等に関する市の調査に協力すること。

5 周知方法

川崎市経済労働局都市農業振興センター農業技術支援センターホームページ等で本方針を公表し、変更があった場合も随時公表することとする。

6 その他

- (1) 4「遵守事項」について重大な違反があった場合、市は本許諾を過去に遡って解除することができることとする。なお、本許諾を解除したことにより損害が生じたとしても、市は一切の損害賠償義務を負わないものとする。
- (2) 自家増殖等によって得られた種苗及び収穫物の特性について、市は責任を負わないこととする。

附 則

本方針は、令和5年9月13日から施行する